

深川市立小中学校における
働き方改革アクション・プラン
(第2期)

深川市教育委員会
令和6年9月25日策定

【目次】

1 はじめに	1
2 これまでの取組や課題など	2
(1) 主な取組	2
(2) 教育職員に係る勤務実態調査	2
(3) 取組の総括	4
3 アクション・プラン（第2期）の基本的な方針	4
(1) アクション・プランの性格	5
(2) 目標及び取組期間	5
(3) 教育委員会及び学校の役割	5
(4) 推進体制と取組の検証・改善	6
(5) 保護者や地域住民等への理解促進	6
(6) SDGsの推進	6
4 アクション・プランの具体的な取組	7
(1) 校務の効率化と役割分担の推進	7
(2) 部活動指導に関わる負担の軽減	8
(3) 学校運営体制の見直しなどによる改善	9
(4) 意識の変容を促す取組	9
(5) 学校サポート体制の充実	11

1 はじめに

3年以上にわたる新型コロナウイルス感染症の影響による社会の変化に加え、地球規模で進む気候変動やDXの進展など、社会が加速度的に変化し、先行きが不透明で予測困難な時代が到来しつつあると言われる一方で、深刻さを増す少子化や人口減少が学校教育の在り方にも大きな影響を及ぼしている。

このような変化の激しい時代に生きる子どもたちは、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることのできる資質や能力を身に付けていく必要がある。

そのための学びの中心となるのが「令和の日本型学校教育」であり、その実現に向け、直接の担い手となる教員には、探究心を持って、自律的に新しい知識や技能を学び続け、子ども一人一人の学びを最大限に引き出していく役割がこれまで以上に求められている。

一方、依然として長時間勤務の教員が多いという勤務実態に加え、全国的に教員不足が課題となるなど、学校を巡っては憂慮すべき状況も顕在化しており、教職の魅力を向上させていくことが喫緊の課題となっている。

学校における働き方改革により教員自身がこれまでの働き方を見直し、子どもたちと向き合う時間や自らの学びを深めるための時間を確保していくことは、「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現につながるものであり、学校が「働きやすさ」と「働きがい」を両立する職場となるよう、これまで以上に実効性のある取組を進めていく必要がある。

2 これまでの取組や課題など

深川市教育委員会（以下「市教委」という。）では、「学校における働き方改革アクション・プラン」（以下「現アクション・プラン」という。）を策定するとともに、北海道教育委員会（以下「道教委」という。）が策定した「学校における働き方改革北海道アクション・プラン（第2期）」を参考に、教職員の在校等時間の縮減に向けた取組を進めてきた。

主な取組や課題などは次のとおりとなっている。

(1) 主な取組

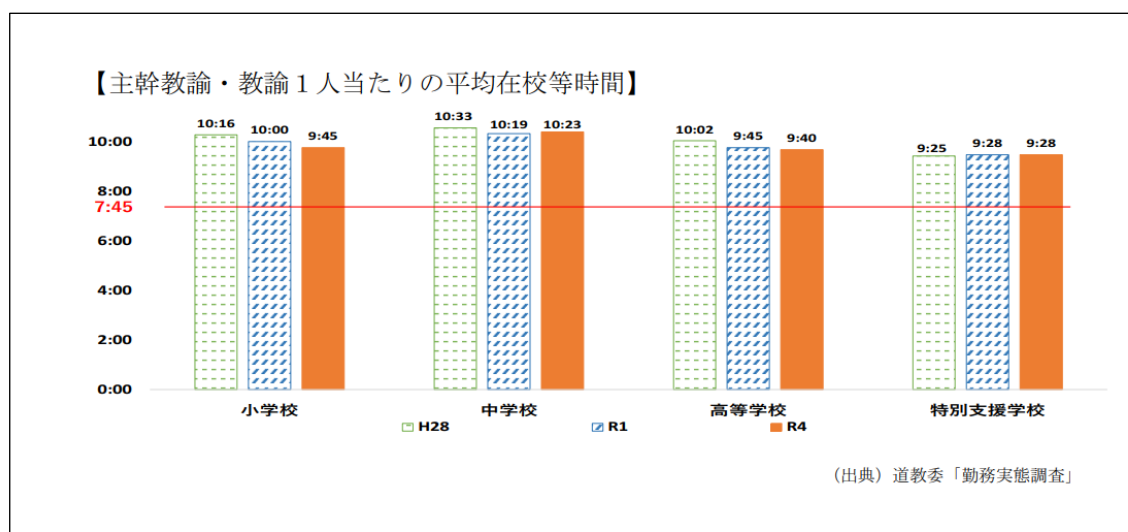
現アクション・プランでは、「教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備」に係る取組として、学校課題に応じた専門スタッフ等の配置促進などをしてきたほか、別に定めた「深川市の部活動の在り方に関する方針」において部活動の休養日等を設定するなど部活動に係る負担の軽減に取り組んできた。

また、「勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実」に係る取組として、タイムカードによる勤務時間の見える化や長期休業期間中における学校閉庁日の設定などを進めてきたほか、「教育委員会による学校サポート体制の充実」に係る取組として、メンタルヘルス対策の推進などを実施した。

授業においては、国の「G I G A スクール構想」により「1人1台端末」が導入され、I C T を活用した教育活動が求められる中、本市では教材準備などの効率化と教育の質の向上を目指し、タブレット端末以外にも電子黒板や大型モニタ、授業支援システムなどの整備とともに、校務においても、保護者との連絡ツールを整備するなど、ICT 活用の環境を整備し積極的に業務の効率化に取り組んだ。

(2) 教育職員に係る勤務実態調査

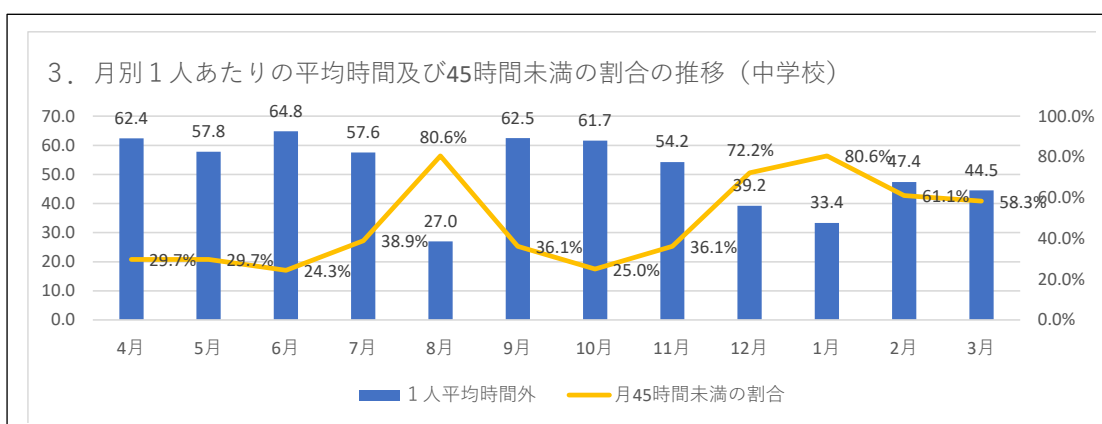
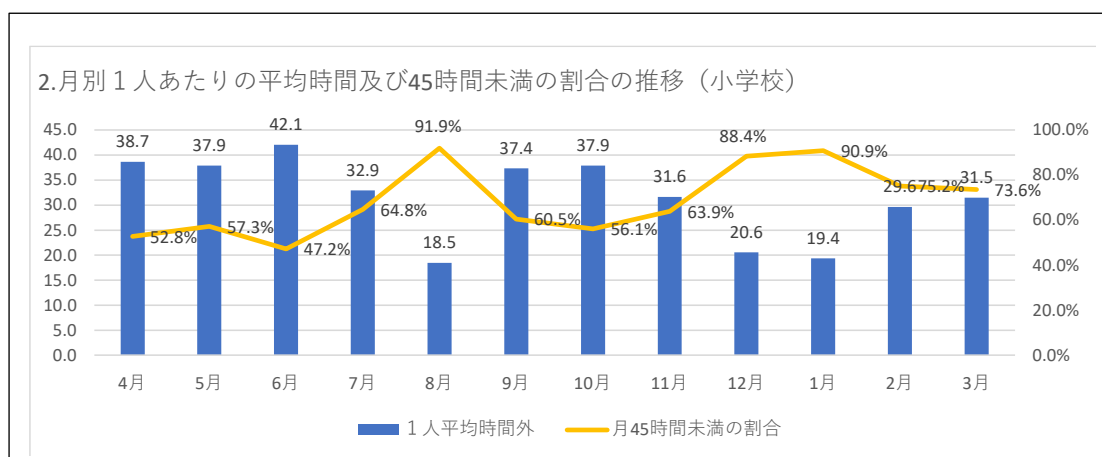
道教委では、教育職員の勤務実態を把握し、令和元年度の調査結果との比較分析を行うことを目的として、「令和4年度教育職員に係る勤務実態調査」を実施している。調査結果から、一定の在校等時間の縮減が認められる一方で、依然として多くの教育職員が長時間勤務となっている実態が明らかになった。



また、道教委は、道のアクション・プランの目標である、教育職員の時間外在校等時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とすることについて、「一定の改善は見られるものの、目標の達成には至っていない状況」であるとしている。

市教委の現アクション・プランについても道教委と同じ目標としているが、道教委と同様に「市立小中学校の教育職員における令和5年度の時間外在校等時間は、目標達成には至らない状況」となった。

詳細は以下のとおりとなっている。



令和5年度 年間の時間外在校等時間の状況

①全体

対象年度	教職員数		全教職員平均	(参考) 年間360時間を超過する教職員
	うち年間360時間以内の教職員	(割合)		
令和5年度	127人	59人 (46.5%)	37.5時間	68人 (53.5%)

②小学校

対象年度	教職員数		全教職員平均	(参考) 年間360時間を超過する教職員
	うち年間360時間以内の教職員	(割合)		
令和5年度	90人	53人 (58.9%)	31.5時間	37人 (41.1%)

③中学校

対象年度	教職員数		全教職員平均	(参考) 年間360時間を超過する教職員
	うち年間360時間以内の教職員	(割合)		
令和5年度	37人	6人 (16.2%)	51.7時間	31人 (83.8%)

(3) 取組の総括

現アクション・プランにおける目標の達成状況としては、先述のとおり「教育職員の時間外在校等時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とすること」については達成することはできなかったが、このほかの目標である「部活動休養日をすべての部活動で実施すること」については達成、「変形労働時間制を全市立学校で活用すること」については制度を導入完了、「定時退勤日を全市立学校で月2回以上実施すること」については達成、「学校閉庁日を全市立学校で年9日以上実施すること」については達成することができた。

市教委では、「2. これまでの取組や課題など」で記述した取組を進めてきたが、依然として長時間勤務の教員が多い状況となっている。

その背景には、これまでの取組が必ずしも教員一人一人の意識や働き方の変容に結び付いておらず、学校以外が担うべき業務や教員が担う必要のない業務に係る役割分担、教員の負担軽減が可能な業務の見直しなどが十分に進んでいないといった課題がある。

こうした状況や教員不足などについては、全国的に共通した課題となっているため、令和5年8月に国の諮問機関である中央教育審議会の「質の高い教師の確保特別部会」から「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」（以下「緊急提言」という。）が示された。

そのため、今後においても、これまでの取組を継承しつつ、さらなる改善・充実を図り、市教委と学校とが緊密に連携しながら、継続的かつ計画的に、実効性のある取組を進めていく必要がある。

3 アクション・プラン（第2期）の基本的な方針

学校における働き方改革の目的は、「教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」である。

市教委ではこれまでの取組に加え、緊急提言や道教委が令和6年3月に新たに策定した「学校における働き方改革北海道アクション・プラン（第3期）（以下「道アクション・プラン」という。）」における重点的に取り組む事項などを踏まえるとともに、近年の教育を取り巻く状況の変化や地域の実情を反映させた、新たなアクション・プラン（以下「アク

ション・プラン」という。)を策定し、働き方改革を推進する。

(1) アクション・プランの性格

- ・ アクション・プランは、市内の全ての小中学校が働き方改革を進めるため、市教委が策定し、各学校の取組を促すものである。
- ・ アクション・プランについては、今後の国の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行う。

(2) 目標及び取組期間

「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(以下「国指針」という。)で定める在校等時間の上限及び深川市立学校管理規則第3章第9条の2に定める在校等時間の上限の遵守に向けて、次のとおり目標及び取組期間を設定する。

【目標】

教育職員の「時間外在校等時間」を、1か月で45時間以内、1年間で360時間以内(1年単位の変形労働時間制を適用する場合は、それぞれ42時間以内、320時間以内)とする。

【取組期間】

令和6年度から令和9年度までの概ね4年間とし、市教委、各学校が緊密に連携・協力しながら、目標の早期達成に向けて取り組む。

(3) 市教委及び学校の役割

①市教委の役割

市教委は、市立学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施するとともに、学校等が行う取組への支援と指導を行う。

②学校の役割

- ・ 校長は、学校の重点目標を明確化し、全職員の共通理解のもと、働き方改革に

向けた取組を、教育委員会と連携しながら、主体的に推進する。

- ・「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進するため、職員の勤務状況や校務の進捗状況を把握し、教職員の健康管理、校務分掌の見直しによる業務処理体制の改善、国の「働き方改革事例集」や道の働き方改革の手引き「Road」などを活用する。

(4) 推進体制と取組の検証・改善

① 推進体制

- ・ 教育長を座長として、市教委、深川市校長会で「働き方改革推進部会」を設置し、見直し等を行う。

② 取組の検証・改善

- ・ 市教委及び学校は、道教委が提供する検証結果により、学校現場における取組の進捗状況を把握し、改善に活用する。

(5) 保護者や地域住民等への理解促進

子どもの教育は、学校、家庭、地域が連携・協働しながら行うものであり、その基盤となる信頼関係の構築や共通認識の醸成が不可欠である。子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨について、保護者・地域住民・学校運営協議会等に対して理解を深める取組を進め、社会全体で認識を共有するよう努める。

(6) S D G s の推進

本アクション・プランは、道アクション・プランと同様に S D G s のうち、主に以下の目標達成に資することを踏まえ、S D G s の理念との整合に留意して、施策を推進する。



4 アクション・プランの具体的な取組

- 教育委員会及び学校は、地域や各学校の実情を踏まえ、次の取組を行う。

(1) 校務の効率化と役割分担の推進

■ ICTの活用による校務効率化の推進

- ・ 道教委の取組を参考にするとともに、各学校が教育目標の実現に向けて、限られた人的・物的資源を効果的に活用しながら、真に必要な教育活動に注力するため、クラウドサービスやデジタル教材など、学校の実態を考慮してICTを積極的に活用したGIGAスクール構想に基づく教育活動や学校DX等を推進する。また、統合型校務支援システムを導入し、校務の効率化による事務作業の負担軽減を図る。

■ 保護者・地域等との連携協働

- ・ 緊急提言が示す学校・教師が担う業務内容などを参考に、業務の考え方を明確化した上で、地域とも対話を重ねながら、実情に合わせた役割分担や業務の適正化に努める。
- ・ 保護者や地域住民が、子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨を理解し、各学校の教育活動に積極的に協力いただけるよう、学校の業務の実情や働き方改革の各種取組について、市ホームページ、学校だより、学校運営協議会などにおいて情報提供に努める。
- ・ 学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、地域住民が学校の教育活動を支援する「地域学校協働活動」や、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」の活動の促進に努めるとともに、地域の実情に応じた効果的な活動を促す。
- ・ 学校運営協議会などにおいて、働き方改革を議題として取り扱うなど、学校・家庭・地域それぞれの役割を尊重した上で信頼に基づいた対等な関係を構築し、適切な役割分担に努める。

■ 学校課題に応じた専門スタッフ等の配置促進

- ・ 各学校の課題に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員等の専門スタッフの配置を継続・拡充するとともに、部活動の指導体制については、国や道教委等の動向を見ながら専門スタッフ等の派遣や配置の

支援に努める。

(2) 部活動指導に関わる負担の軽減

■ 部活動休養日等の完全実施

- ・「深川市の部活動の在り方に関する方針」（以下「方針」という。）に基づき、生徒のけがの防止や心身のリフレッシュなど学校生活等への影響を考慮するとともに、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう、全ての部活動において部活動休養日の完全実施に向けた取組を進める。
- ・部活動休養日・活動時間の徹底に当たっては、中体連等の関係団体と連携・協力して取組を進める。

○方針（概要）

①部活動休養日の実施

学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）また、学校閉庁日は休養日とし、本市では道民家庭の日（毎月第3日曜日）がスクールバス運休日でもあるため休養日とする。休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

②部活動の活動時間

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とする。

■ 部活動における複数顧問の効果的な活用

- ・特定の教職員に負担が偏ることがないように、可能な限り複数顧問の配置とする。

■ 部活動の地域移行

- ・深川市部活動地域移行推進協議会において、国が示している「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえながら、地域の実情に合わせた取組となるよう協議を進める。

(3) 学校運営体制の見直しなどによる改善

■ 教頭の業務縮減

- ・ 学校運営の要である教頭が、各種調査等への対応や学校内外の調整等により、特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、次の項目を中心に業務負担の解消に向けた取組を進める。

- ① 学校への調査について、必要性和手法の妥当性を検討するとともに、廃止を含め業務の見直しや簡素化などの取組を進める。
- ② 学校に関する業務について、各校長会や教頭会等との意見交換などで把握した要望などを踏まえ、縮小や簡素化を検討する。
- ③ 所属職員への指導を効果的に実施することができるよう、職員のサービスや勤務時間の管理における研修について、参加を促す。

- ・ 教頭の職を担う人材の確保と職務遂行能力の向上を図るため、校長会と連携しながら、業務負担の軽減策についても検討を進める。
- ・ 校長は、組織的な学校運営を行うに当たり、業務内容や業務分担の見直しを進め、教頭の業務負担も考慮しながら校内体制を整備する。
- ・ 管理職員と一般教員との日頃からの対話を通じて、学校運営への参画意識を醸成するとともに、教頭の業務の分散化を図る。

■ 学校行事の精選・見直し

- ・ 各学校に対し、文部科学省が提示する予定の取組事例を参考とするなどして、学校行事の精選や内容の見直しの取組を推進するよう促す。

(4) 意識の変容を促す取組

■ 働き方改革の意識を高める取組の推進

- ・ 働き方改革の趣旨や目的を踏まえた上で、働き方改革の取組状況を管理職員の人事評価に反映する。
- ・ 管理職員を含む教員一人一人が時間を意識した働き方を実践できるよう一層の意識改善を図る。
- ・ 校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を明確

に位置付け、業績評価に係る目標設定に当たっては、働き方改革のマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減する時間や年次有給休暇の取得日数など、具体的な目標を設定する。

- ・ 校長は在校等時間の計測・記録の結果を踏まえ、業務の平準化・効率化を検討するほか、ストレスチェックを活用し、「働きやすさ」や「働きがい」の意識の変化を把握するなど、学校の実情や職員個々の実態を踏まえた効果的な働き方改革を進める。
- ・ 管理職員は、人事評価の面談等の機会を通して、働き方改革に対する共通理解を図るとともに、効率的かつ効果的な業務の進め方について共に考えるなど、職員の働き方に対する意識の醸成を図る。特に、継続して上限時間を超える職員には当該職員の業務全体を把握し、業務の見直しや優先順位等を指示するほか、他の職員による支援や業務の担当者変更等を検討するなど適切な勤務時間となるよう取り組むとともに、面談を行い、個別の改善計画を作成することなどにより働き方への意識付けを促す。

■ ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- ・ 校長は職員がワークライフバランスの視点を積極的に取り入れた意識改革が図られるよう、月2回以上の「定時退勤日」や年2回以上の「時間外勤務縮減強調週間」の徹底、「15日以上年次有給休暇の取得促進」に努める。

■ 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

- ・ 心身の健康を保持するため、長期休業期間中に道教委の取組に合わせた一定期間の学校閉庁日を設定し、教職員が休養を取りやすい環境を整備する。

■ 勤務時間を客観的に把握する

- ・ 勤務時間の管理については、労働安全衛生法の改正により、服務監督権者である教育委員会は、具体的な方法を検討し、勤務時間等を客観的に把握する。
- ・ 各学校においては、勤務時間等を把握・記録した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないように、業務の平準化、効率化などの取組に努める。

(5) 学校サポート体制の充実

■ メンタルヘルス対策の推進等

- ・ 学校職員のメンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェックを実施するとともに、公立学校共済組合のメンタルヘルス相談事業を活用するなど相談体制の充実を図る。
- ・ 校長は、ストレスチェックを活用し、学校の実情や職員個々の実態を踏まえ、職員のメンタルヘルス対策に取り組む。

■ 調査業務等の見直し

- ・ 教員の事務の負担を軽減するため、道教委の取組を参考に、学校を対象として行う調査について、実施の必要性を踏まえて精選や見直しを行うと共に、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう取り組んでいく。

■ 勤務時間に関する制度の有効活用

- ・ 4週の間内での変形労働時間制、週休日の振替に係る勤務時間のスライド、振替期間の特例、週休日における3時間45分の割振りの変更など、職員の勤務時間に係る制度が有効に活用されるよう、学校に対する指導を行う。